

岩手県企業局管理規程第4号

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月27日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の休暇に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の休暇)</p> <p>第2条 職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）を除く。）の休暇（次項に規定する休暇を除く。）は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第13条から第16条の2までの規定の適用を受ける者の例による。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(<u>臨時又は非常勤の職員の休暇</u>)</p> <p>第3条 30日を超え6箇月以内の期間を定めて任用する臨時職員の休暇は、<u>前条の職員の例による。ただし、年次休暇の付与日数は、別に定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>前項の臨時職員以外の臨時職員には、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するため必要な時間又は業務の都合により特に必要と認められる時間を有給休暇として与えるものとする。</u></p> <p>3 <u>非常勤の職員には、別に定めるところにより休暇を与えるものとする。</u></p>	<p>(職員の休暇)</p> <p>第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する<u>会計年度任用職員</u>（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）を除く。）の休暇（次項に規定する休暇を除く。）は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第13条から第16条の2までの規定の適用を受ける者の例による。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(<u>会計年度任用職員の休暇</u>)</p> <p>第3条 <u>会計年度任用職員の休暇は、会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の適用を受ける職員の例による。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。